

平成28年5月18日（水）発表	
発信元	愛知県立大学 学術情報部 研究支援・地域連携課 三宅 電話 0561-76-8843 ファクス 0561-64-1104 E-mail:renkei@bur.aichi-pu.ac.jp

愛知県公立大学法人愛知県立大学と尾張旭市教育委員会とのスクールボランティア学生派遣 及びスクールインターンシップ実施による連携体制構築に向けた協定の締結について

愛知県公立大学法人愛知県立大学は、尾張旭市教育委員会と学校教育支援及び教員養成における連携体制を構築するための協定締結式を下記のとおり開催します。

1. 日 時

平成28年5月25日（水）午前10時00分～午前11時00分

2. 場 所

愛知県公立大学法人愛知県立大学 管理棟（A棟） 特別会議室

3. 主 催

愛知県公立大学法人愛知県立大学・尾張旭市教育委員会（順不同）

4. 事業の目的、経緯、内容

中央教育審議会が平成27年12月21日にまとめた答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」（※参考資料1）において、大学の教職課程に「学校インターンシップ」を導入することが明記されました。この「学校インターンシップ」は教職課程の学生に、学校現場において教育活動や校務、部活動などに関する支援や補助業務など学校における諸活動を体験させるものであり、教員免許状取得に必要な単位として認め、教育実習の単位の一部として充当できるようにするものです。教員養成の観点からは、長期間にわたり継続的に学校現場等で体験的な活動を行うことで学校現場をより深く知ることができ、教員に求められる資質や教員としての適格性の理解が期待されています。また学校側にとっては、様々な活動を支援する地域人材の確保の観点から有益なものとされています。これから平成29年度の実施に向け、既存の教育実習との間で役割分担の明確化を図るとともに、その円滑かつ確実な実施に向けて、受入れ校の確保や実施内容の検討等のための教育委員会や学校と大学の連携体制の構築が必要です。本協定（※参考資料2）は、教員養成と学校現場支援の両観点から、大学と教育委員会の間で試行実施と検討を行うために締結されることになりました。

5. 特にPRさせていただきたい事項、見所、主催者コメント等

学生人材の学校現場への派遣による地域貢献だけではなく、大学がより一層学校教育現場に根ざした教員養成を行うことができ、かつ教育委員会や学校側も将来の教員を育てる過程に関わることが、まさしく上記答申で求められる大学と教育委員会の連携のあり方だと考えられます。その出発点を取材して頂きたく存じます。

お問い合わせ

愛知県立大学 学術情報部 研究支援・地域連携課 三宅 貴子
電話：0561-76-8843 ファクス：0561-64-1104
E-mail: renkei@bur.aichi-pu.ac.jp

中央教育審議会 平成 27 年 12 月 21 日答申

「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」より抜粋 (P33・34)

②学校インターンシップの導入

教員養成系の学部や学科を中心に，教職課程の学生に，学校現場において教育活動や校務，部活動などに関する支援や補助業務など学校における諸活動を体験させるための学校インターンシップや学校ボランティアなどの取組が定着しつつある。

これらの取組は，学生が長期間にわたり継続的に学校現場等で体験的な活動を行うことで，学校現場をより深く知ることができ，既存の教育実習と相まって，理論と実践の往還による実践的指導力の基礎の育成に有効である。また，学生がこれからの教員に求められる資質を理解し，自らの教員としての適格性を把握するための機会としても有意義であると考えられる。さらに，学生を受け入れる学校側においても学校の様々な活動を支援する地域人材の確保の観点から有益であることが考えられる。

一方，学校インターンシップの実施に当たっては，既存の教育実習との間で役割分担の明確化を図るとともに，その円滑かつ確実な実施に向けて，受入れ校の確保や実施内容の検討等のための教育委員会や学校と大学との連携体制の構築，大学による学生に対する事前及び事後の指導の適切な実施，学生側と受入れ校側のニーズやメリットを把握するための情報提供の実施など，環境整備について今後十分に検討することが必要である。

これらの点を踏まえ，学校インターンシップについては，各学校種の教職課程の実情等を踏まえ，各教職課程で一律に義務化するのではなく，各大学の判断により教職課程に位置付けられることとする。このため，教育実習の一部に学校インターンシップを充ててもよいこととするとともに，大学独自の科目として設定することも引き続き可能とするなどの方向で制度の具体化を引き続き検討する。この際，学校インターンシップの名称についても法令に規定する上で適切な名称を今後検討していく。



図5 学校インターンシップの実施イメージ

協 定 書

愛知県公立大学法人愛知県立大学（以下「甲」という。）と尾張旭市教育委員会（以下「乙」という。）は、学校で教育活動支援を行うボランティア学生の派遣及び学校で行うインターンシップに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲の派遣する学生が、尾張旭市立学校において、必要とされる教育活動の支援又はインターンシップを行うことにより、教育活動の活性化を図るとともに、学生の資質の向上を図ることを目的とする。

（ボランティア派遣学生の推薦）

第2条 甲は、学校の希望と一致する学生を推薦し、学校の合意を得てボランティア学生を派遣する。

（ボランティアの内容等）

第3条 ボランティアの内容、期間、条件及びその他活動について必要な事項は、校長と甲の担当者との合意により決定する。

（インターンシップ派遣学生の選考）

第4条 甲は、インターンシップの実施を希望する学生に対して選考を行い、学校の合意を得て学生を派遣する。

（インターンシップの内容等）

第5条 インターンシップの内容、期間、条件及びその他活動について必要な事項は、校長と甲の担当者との合意により決定する。

（活動の成果等）

第6条 活動の成果は両当事者に属し、速やかにこれを広く地域住民及び県民に公開し、その利用に供するものとする。そのため、甲乙両者は自らに属する刊行物等の可能な方法を用いるものとする。

（災害補償）

第7条 学生の派遣期間中の災害補償については、乙はその責任を負わない。

（保険加入）

第8条 甲は、派遣学生にボランティア又はインターンシップに対応した傷害保険及び損害賠償保険に加入させる。

(協定廃止)

第 9 条 本協定は、甲又は乙の申し出により、協議の上、廃止できるものとする。

(雑則)

第 10 条 本協定に定める事項で疑義が生じたとき、又は本協定に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定書は 2 通作成し、甲乙それぞれが署名押印の上、各自 1 通を保管する。

平成 28 年 月 日

甲 愛知県公立大学法人 愛知県立大学
学 長

乙 尾張旭市教育委員会
教育長